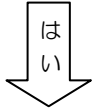


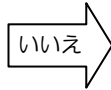
# 子ども手当申請フローチャート

- ・受給者資格者の住所が嘉手納町にある
- ・公務員ではない

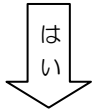
※左記の条件に当てはまらない方は、嘉手納町で受給できません。



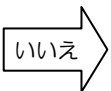
3月31日現在  
児童手当を受給している



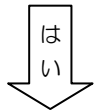
子ども手当  
認定請求申請



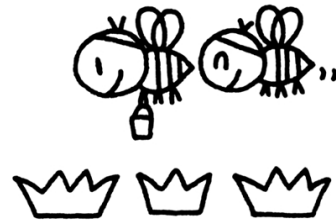
中学2・3年生の  
児童がいる



新たな手続きは  
不要



子ども手当  
額改定申請



## 子ども手当の受給資格者とは・・・

支給対象となる子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父又は母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方となります。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

## ＜認定請求申請に持参するもの＞

- 印鑑（認印可、シャチハタ印不可）
- 請求者名義の通帳
- 請求者の健康保険証（請求者が被用者（サラリーマン等）の場合）
- その他、必要に応じて提出する書類があります

## ＜額改定申請に持参するもの＞

- 印鑑（認印可、シャチハタ印不可）

## ※ 注意 ※

左のフローチャートで新たな手続きが不要となった方でも、新しく子どもが生まれたときは、『額改定認定請求書』の提出が必要です。

その場合は、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

## 子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしく願いいたします。

（なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。）